

第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

平成26年度
新規取組

所管	健康福祉	局	生活福祉	部	生活援護管理	課
項目	2-21	区役所へのハローワーク窓口（生活保護受給者等）の設置				
実施内容	区役所内にハローワークの職業紹介機能を持つ常設窓口を設置し、生活保護受給者等を対象として市とハローワークが一体となって就労支援を実施することで、就労の促進を図る。					
目標	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度中に南保健福祉総合センターにハローワーク窓口を設置する。 ハローワークとの連携により、効率的かつ効果的な就労支援を実施する。 					
工 程	当初予定	26年度	27年度	28年度	29年度	
		● 北保健福祉総合センターにハローワーク窓口の設置				
工 程	進捗状況 (実績・見込)	26年度	27年度	28年度	29年度	
		● 北保健福祉総合センターにハローワーク窓口の設置				
		← 就労可能な生活保護受給者等に対しハローワーク窓口の利用促進 →				
		← ハローワークとの連携による効果的な就労支援の実施 →				
		26年度	27年度	28年度	29年度	
		● 北保健福祉総合センターにハローワーク窓口の設置				
		← 就労可能な生活保護受給者等に対しハローワーク窓口の利用促進 →				
		← ハローワークとの連携による効果的な就労支援の実施 →				
			○ 南保健福祉総合センターにハローワーク窓口の設置			
実績	(平成26年度) ・北保健福祉総合センターにハローワーク窓口を設置した。(11月)					
評価	26年度	A	課題	市とハローワークが一体となり、より効果的な就労支援を継続して実施していく必要がある。		
			改善策	北保健福祉総合センター及びハローワークと意見交換を行い、効果的な就労支援のあり方について検討し、更なる就労促進を図る。		
評価基準		A:目標を上回って達成 B:目標を概ね達成 C:未達成				
備考						